

理由説明書

公共施設及び宅地を一体的に整備し、目指すべき都市の将来像を計画的に実現するため、これまで土地区画整理事業の都市計画を決定してきたが、土地区画整理事業の施行には長期間を要するため、都市計画決定後、事業に着手していない施行区域が多数存在する。

事業に着手していない施行区域においては、建築物を建てる場合、建築に係る許可が必要であり、また、都市計画決定（変更）当時と現在では、都市計画の必要性を判断した社会経済状況や土地利用状況等は大きく変化している。このため、長年にわたり事業に着手していない土地区画整理事業の施行区域について、社会経済状況や土地利用状況等の変化を踏まえ、必要性や実現性等の観点から検証を行った結果、廃止と評価した土地区画整理事業の施行区域を廃止するものである。